

南丹都市計画に対する環境大臣意見

今回、区域区分の変更により市街化区域に編入される予定の亀岡駅北地区(以下「駅北地区」という。)においては、土地区画整理事業が計画されている。また、駅北地区に対して曾我谷川の対岸となる地区においては、亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)(以下「スタジアム」という。)が計画されている。

駅北地区においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく「国内希少野生動植物種」であるアユモドキのほか、メダカ等の希少種が確認されているとともに、駅北地区及びその周辺は、国内において三箇所しか確認されていないアユモドキの生息地の一つとなっている。

このようなことから、京都府及び亀岡市は、「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保全専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置し、スタジアムの整備にあたり、予定地及びその周辺の希少種であるアユモドキを含む自然環境の保全に必要な調査や対策について検討を行っている。

専門家会議では、スタジアム建設に係る自然環境等の保全に必要な措置(以下「環境保全措置」という。)は、その検討のための調査結果がまとまった段階で環境保全措置の内容、位置、規模等について根本から検討することとし、そのなかで、駅北地区はスタジアム予定地の周辺地として環境保全措置の検討が行われることとなっている。

このような状況を踏まえ、アユモドキの保全を含む環境保全措置が最善のものとなるよう、今後の実施計画の策定及び事業実施に当たり、以下について適切に実施する必要がある。

1. 専門家会議の意見の実施計画への反映について

今後、専門家会議では、駅北地区はスタジアム予定地の周辺地として、環境保全措置の検討に含めることとしている。駅北地区及びその周辺に生息するアユモドキ等の希少種の野生下における生息環境が確実に維持されるよう、実施計画の策定に当たっては、専門家会議の意見を十分に聴取し、環境保全措置を実施計画に反映させるとともに、専門家会議の意見の反映状況を適切に公表すること。

2. 現況の自然環境の保全について

専門家会議の意見を踏まえた実施計画が策定され、それに基づく事業着手までの間においても、現況のアユモドキ等の希少種の野生下における生息環境が保全されるよう、専門家会議等の意見を踏まえて駅北地区及びその周辺の自然環境の保全に努めること。

3．事業による周辺環境への影響について

駅北地区における環境保全措置の検討に当たっては、土地の改変によるアユモドキ等の希少種への直接的影響のほか、駅北地区を流れる地下水がアユモドキの越冬に必要な湧水の発生に重要な役割を果たしている可能性があることから、今後の地下水脈の調査結果を踏まえつつ、事業及び建築物の建設によるアユモドキの保全に必要な地下水への影響について考慮するとともに、工事に伴う土砂や濁水の流出の影響、工事車両の走行による騒音等、周辺環境への影響等についても考慮すること。

また、緑地計画や建築物の構造・設置・施工についても、アユモドキの保全に必要な地下水の涵養に配慮したものとなるよう検討・実施すること。

4．事業の適切な実施について

専門家会議の検討結果を踏まえた実施計画に基づく事業が適切に実施されるよう、駅北地区の事業の事業者に対し、専門家会議の検討状況及び検討結果について十分に説明し、事業内容に反映させるとともに、適切に実施すること。

5．モニタリングの実施について

工事中は、環境の状況についてモニタリングを実施し、その結果を踏まえつつ、専門家の十分な指導・助言の下、実施計画を修正しながら進めること。

また、事業後においても、講じた環境保全措置による環境の状況についてモニタリングを実施し、その結果を専門家の十分な指導・助言の下、環境保全措置及びその実施方法にフィードバックし、その改良に努めつつ、対策を実施すること。

これらのモニタリング結果は、適時・適切に公表すること。